

伊予市立ぐんちゅう保育所給食調理等業務

プロポーザル募集要領

基 本 情 報	
件 名	伊予市立ぐんちゅう保育所給食調理等業務公募型プロポーザル
所 管 課	伊予市市民福祉部子育て支援課
公 告 日	令和8年9月28日(月曜日)
参 加 表 明	期限：令和8年10月20日(火曜日)まで
提案書提出	期限：令和8年11月10日(火曜日)まで
問 合 せ 先	愛媛県伊予市米湊 820 伊予市市民福祉部子育て支援課
提 出 先	TEL：089-982-1111 E-mail：kosodateshien@city.iyo.lg.jp
実 施 方 式	公募型プロポーザル(段階別提出方式)

1 目的

本募集は、伊予市立ぐんちゅう保育所給食調理等業務(以下「本業務」という。)を実施する受注者を、価格のみでなく提案内容等を総合的に評価し選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 目的・対象・期待する成果等

本市では、保育所における給食が個々の子どもに対する保育の一環であることを理解したうえで、安全・安心な給食の提供と給食業務の運営合理化を図るため、ぐんちゅう保育所における調理等業務を民間事業者へ引き続き委託することとした。この要領は、その選定にあたり民間事業者から「伊予市立ぐんちゅう保育所給食調理等業務仕様書(以下「仕様書」という。)」に基づく企画の提案を受け、本市の選定基準により審査した上で、契約候補者を決定することを目的とする。

(2) 業務内容(本業務の要求水準及び仕様の詳細は別紙「仕様書」に記載)

- ア 発注
- イ 原材料の搬入等
- ウ 調理
- エ 配膳・下膳
- オ その他

3 契約の概要

(1) 契約種別：委託契約

(2) 履行期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日(5年間)

(3) 提案上限額(限度額を超える提案は受け付けないものとする。)

ア 業務管理費 11,700 万円(消費税及び地方消費税を含む。)

【内訳】	令和 9 年度	2,100 万円
	令和 10 年度	2,200 万円
	令和 11 年度	2,300 万円
	令和 12 年度	2,500 万円
	令和 13 年度	2,600 万円

イ 仕入れ食材費

1日当たり、限度額 600 円以内(税込、主食、副食、おやつ等を含む。)を見込んでいる。ただし、経済情勢の変動等により著しく物価が変動した場合(消費者物価指数の食料5%以上の変動)等は、再設定する場合がある。

(4) 支払条件：毎月払い(詳細は別紙「仕様書」に記載)

(5) 成果物の権利帰属

本業務により作成した献立表、業務報告書、衛生管理に関するマニュアル、業務改善提案書その他本業務の履行に伴い作成された成果物の著作権等は、本市に帰属するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる民間事業者は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 3 条の規定による食品等事業者(以下「食品等事業者」という。)であって、参加表明書の提出期限から契約締結の日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加する食品等事業者は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 保育所における給食が、個々の子どもに対する保育の一環であることを理解し、子どものために安全な給食の調理等を円滑に実施できる者

イ これまでに、学校や保育所等において給食調理等業務の実績を有している者

ウ 県内に本社や支社、営業所等の営業拠点を有する事業者又は契約後速やかに県内に営業所等を設置できる者

エ 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び関係法令等を遵守し、業務の実施にあたって守秘義務を履行できる者

(2) 参加制限

次に掲げる食品等事業者は、本プロポーザルに参加できない。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立てが行われている者若しくは行われた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者若しくはなされた者

ウ 消費税、地方消費税、主たる事業所が在する自治体の市区町村民税を滞納している者

エ 県内において、過去 3 年以内に食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の規定による営業停止の処分を受けた者

なお、当該処分後の対応、改善策について書面等により適正な食品衛生対応の確認ができる場合は、この限りではない。

オ 伊予市暴力団排除条例(平成 23 年伊予市条例第 30 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者

カ 公募開始から契約に至るまでの期間において、愛媛県又は本市から指名停止を受けている者

(3) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、参加表明書の提出日とする。

なお、提出後に参加事業者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、参加資格を喪失したものとする。

5 主なスケジュール(予定)

項 目	期 限 等
募集開始(公告)	令和8年9月28日(月曜日)
質問受付期間	募集開始日から令和8年10月13日(火曜日)まで
質問回答・公表	伊予市ホームページで令和8年10月16日(金曜日)から公表 (https://www.city.iyo.lg.jp/)
【第1段階】 参加表明書の提出期間	募集開始日から令和8年10月20日(火曜日)まで
【第2段階】 企画提案書等の提出期間	募集開始日から令和8年11月10日(火曜日)まで
審査日(プレゼンテーション)	令和8年11月16日(月曜日)
審査結果通知の発送・公表	令和8年11月25日(水曜日)
【第3段階】 (契約候補者のみ) 参加資格の最終確認用書類 の提出期限	令和8年12月2日(水曜日)まで
最終審査結果の発送	令和8年12月8日(火曜日)まで
契約締結	令和8年12月下旬

6 質問の受付及び回答

参加表明書及び企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、プロポーザルに関する質問書(様式第1号)に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、着信の確認は、質問者の責任において実施すること。

- (1) 受付期間：募集開始日から令和8年10月13日(火曜日)まで
- (2) 提出先：表紙の基本情報に記載の提出先
- (3) 回答方法

質問に対する回答等は、令和8年10月16日(金曜日)までに伊予市ホームページに掲載するものとし、質問者への個別回答は行わない。

なお、回答は本募集要領等の追加又は修正とみなす。

7 提出書類等

本プロポーザルにおける提出書類は次のとおりとし、表紙の基本情報に記載の提出先に提出すること。

なお、本プロポーザルは事後審査方式とするため、参加資格の最終確認用書類(公的証明書等)は、契約候補者特定後、第3段階において当該1社のみ提出すること。

- (1) 第1段階(参加表明書)

ア 提出期間：募集開始日から令和8年10月20日(火曜日)まで

イ 提出書類：プロポーザル参加表明書(様式第2号)

- ・代表者印(登録印)を押印すること。
- ・企画提案書等提出届及び添付書類を期日までに提出すること。

ウ 提出部数：1部(正本1部)

(2) 第2段階(企画提案書等)

ア 提出期限：募集開始日から令和8年11月10日(火曜日)

イ 提出書類

(ア) 企画提案書等提出届(様式第3号)

(イ) 企画提案書(任意様式)

- ・ A4版縦、横書き、左綴じで作成し、項目毎に見出し等を付すること。ただし、A3版を利用した方が分かりやすい場合はA3版(片面印刷、片袖折り)の併用も認める。
- ・ ページ数は、表紙や目次、パンフレット等を除き概ね20ページ以内(両面印刷で概ね10ページ以内)とすること。

(ウ) 見積書(様式第4号)

- ・ 金額の記載はアラビア数字を用いること。
- ・ 消費税額の計算において1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
- ・ 各年度の積算内訳を任意様式で添付すること。
積算内訳は、企画提案書に記載した実施体制や工程と整合するよう可能な限り詳細に記載すること。
- ・ 代表者印(登録印)を押印すること。

(エ) 会社概要書(様式第5号)

- ・ 提出日現在の状況を記入すること。
- ・ 実施体制図は本業務に関係する部署を中心に作成し、本市との窓口となる担当者や当該業務の責任者等の氏名を明記すること。
- ・ パンフレット等の添付も認める。

(オ) 業務実績書(様式第6号)

- ・ 実績は5件を上限として記入すること。
- ・ 発注者が愛媛県外の場合は、都道府県名も記入すること。

ウ 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

- ・ 正本、副本ともにA4版ファイルに綴じ、ファイルに業務名及び会社名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。
- ・ 区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。
- ・ 正本がカラー刷りの箇所は、副本もカラー刷りとすること。

エ 参加手続の完了とみなし取下げ

(ア) 本プロポーザルへの参加手続は、求められる全ての書類(第2段階の企画提案書等)が提出された時点をもって完了したものとする。

(イ) 第1段階の参加表明を行った者が、提出期限までに第2段階の必要書類を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を取り下げたものとみなす。

(3) 第3段階(参加資格の最終確認用書類)

ア 提出期限：令和8年12月2日(水曜日)まで

イ 提出書類

- ・所管機関が発行する法人登記簿謄本
- ・所管機関が発行する印鑑登録証明書
- ・税に関する証明書

【伊予市内に本店や営業所を有する等伊予市税の納税義務者の場合】

市税の完納証明書及び国税の納税証明書

(法人の場合：その３の３ 個人の場合：その３の２)

【その他の者】

国税の納税証明書(法人の場合：その３の３ 個人の場合：その３の２)

ウ 提出部数：１部(正本１部)

８ 参加の辞退

参加表明書及び企画提案書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届(様式第７号)を提出すること。

- ・押印は、参加表明書提出時に使用した印鑑と同一のものであること。
- ・参加辞退届の提出をもって本プロポーザルへの参加資格を喪失する。
- ・提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- ・提出された参加辞退届の撤回は認められない。

９ 審査の方法

審査は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

(１) 実施日時

令和８年１１月１６日(月曜日) ※詳細については、後日通知する。

(２) 実施場所

伊予市庁舎 ※詳細については、後日通知する。

(３) 持ち時間

プレゼンテーションは２０分以内、ヒアリングは１０分程度とする。

(４) 出席者人数・要件

出席者は、本業務の統括責任者(予定者)又は主たる担当者を含めた２人以内の者とする。ただし、機器操作者として別に１人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。

(５) 審査基準・配点

別紙「ぐんちゅう保育所給食調理等業務プロポーザル審査採点表」による。

(６) 無効要件

次のいずれかに該当する場合は、提出された参加表明書及び企画提案書等を無効とする。その場合、提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本市から指名停止等の措置を受けた場合

ウ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合

エ 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求める等審査の公平性を害する行為があった場合

オ「3-(3) 提案上限額」の提案上限額に定める業務規模を超えた場合

カ「4 参加資格要件等」に掲げる要件を満たさなくなった場合

(7) 傍聴

参加事業者の知的財産(ノウハウ)の保護及び審査の公正性確保のため、傍聴は認めない

(8) その他

ア 本市において、会場にスクリーン、電源ケーブルは用意するが、その他の機材は参加事業者において用意すること。

イ 発表順序は、企画提案書等提出届の受付順序とする。

ウ 参加事業者による写真撮影、録画、録音等は認めない。

エ ヒアリングに対する参加事業者からの再質問は認めない。

10 契約候補者の特定方法等

(1) 契約候補者の特定

伊予市プロポーザル審査委員会運営要綱に基づく伊予市立ぐんちゅう保育所給食調理等業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い「9-(5) 審査採点表」に基づく総合的な審査を経て、次に掲げる順序により、契約候補者を特定する。ただし、取得した点の総合計が配点総合計の6割に満たない参加事業者は、当該事業を受注する能力を有しない者として契約候補者から除外する。

ア 審査委員会委員(以下「審査委員」という。)が付した評価点の総合計が最も高い参加事業者を、契約候補者として特定する。

イ アの規定にかかわらず、審査委員が付した評価点の総合計の差が、審査委員全員による最大得点の1%未満である場合(同点の場合を含む。以下「僅差」という。)は、次に掲げる基準により順次契約候補者を特定する。

(ア) 僅差となった参加事業者のうち当該参加事業者に最高点を付した審査委員の人数が、審査委員総数の過半数を超える参加事業者があるときは、その参加事業者を契約候補者として特定する。

(イ) (ア)の規定により決定しないときは、僅差となった参加事業者のうち審査採点表における“給食に関する基本的な考え方”の取得点が最も高い者を契約候補者として特定する。

(ウ) (ア)・(イ)の規定により決定しないときは、審査委員会における協議により契約候補者を特定し、その結果を委員長が取りまとめるものとする。

(2) 全審査委員の評価結果を基に算出した総合得点の平均点と、著しく乖離している等不公平な評価と委員長が認めた審査委員の評価結果は除外する場合がある。

(3) 次点事業者の取扱い

次の場合は、次点事業者を契約候補者として繰り上げる場合がある。

ア 契約候補者が参加を辞退した場合

- イ 契約候補者において、「7-(3) 第3段階(参加資格の最終確認書類)」に定める参加資格確認書類が期限までに提出されなかった場合
- ウ 市と契約候補者の契約協議が不調に終わった場合

11 結果通知・公表

全参加事業者に対し、令和8年11月25日(水曜日)付け発送予定のプロポーザル選定結果通知書(様式第8号)により結果を通知するとともに、伊予市ホームページ等で契約候補者名、選定理由、全参加事業者の得点概要等を公表する。

なお、選定結果に対する質問や異議申し立ては受理しない。

12 情報管理・接触制限

- (1) 審査期間中の担当部署以外(審査委員等)への個別接触は禁じる。
- (2) 企画提案書等の受付後の差替え、追加は認めない。ただし、提案内容に係る根拠の提示、誤字脱字等の軽微な修正の場合で、本市において期限を指定し、参加事業者追加資料の提出又は企画提案書等の修正等を指示した場合は、この限りでない。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出書類は、伊予市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。ただし、開示することにより参加事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報(企業ノウハウ等)については、同条例の規定に基づき非開示として取り扱うものとする。

13 不当な働きかけ等の禁止及び異議申立て

- (1) 不当な働きかけ等の禁止

ア 参加事業者及びその関係者は、本プロポーザルに関して、市長、審査委員及び市職員等に対し、面会、電話、文書等の手段を問わず、特定の者を有利又は不利に扱うよう不当な働きかけを行ってはならない。

イ 失格措置

アの規定に違反する事実が認められた場合は、当該参加事業者を失格とする。
また、契約締結後に判明した場合は、市は当該契約を解除することができる。

- (2) 異議申立ての制限

参加事業者は、本プロポーザルの手続、審査基準、審査結果等に関して、異議を申し立てることはできない。

14 再委託

本業務の全部又は主たる部分の一括再委託(丸投げ)は、原則として禁止する。ただし、やむを得ず一部を再委託する場合は、あらかじめ書面により本市の承認を得ること。

なお、受注者は再委託先に対しても秘密保持等の義務を遵守させること。

15 その他留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等本プロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおける企画提案数は、1 参加事業者につき 1 提案とする。
- (3) 企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (4) その他、本要領に記載されていない事項で必要があるときは、表紙の基本情報に記載の所管課において、その対応を決定する。

16 最終選定

審査委員会による契約候補者の特定後、当該 1 社に対してのみ「7-(3) 第 3 段階（参加資格の最終確認用書類）」に定める書類の提出を求め、参加資格の最終確認を行う。その後、所管課において当該確認結果を踏まえ契約候補者を決定し、プロポーザル最終選定結果通知書（様式第 9 号）により通知する。

なお、参加資格の最終確認用書類の確認の結果、要件を満たしていない場合又は虚偽があった場合等は、特定を取消し、次点者を繰り上げて同様の書類の提出を求め、確認を行い契約候補者として決定する場合がある。